

平成 20 年 4 月より

認定通関業者制度 (AEO通関業者制度)

が導入されます。

民間企業と税関のパートナーシップを通じて国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る「AEO制度」の推進が国際的に進められています。

我が国においても、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された者として認定された事業者に対して、様々な通関手続の特例措置を認めるAEO制度がこれまで輸出入者・倉庫業者等に対して実施されています。

本年4月からは、新たに、通関業者のほか、船会社、航空会社、貨物利用運送事業者等の貿易関連事業者を対象にした「AEO制度」が実施されることになりました。

「認定通関業者制度（AEO通関業者制度）」は、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された通関業者のための制度であり、これを利用することにより通関手続の特例措置を受けることが可能となり、輸出入貨物のリードタイム短縮等が期待されます。

Q1. この制度を利用することによってどのようなメリットがありますか。

A1. 認定通関業者の認定を受けた場合には、次の特例措置を受けることができます。

- ① 輸入者の依頼により行う輸入貨物の通関手続において、貨物の引取り後に納税申告を行える（特例委託輸入申告制度）ことにより、輸入貨物の一層の迅速かつ円滑な引取りが可能となる等その利便性が向上します。
- ② 輸出者の依頼により行う輸出貨物の通関手続について、特定保税運送者による運送等を前提に、保税地域以外の場所にある貨物について輸出申告を行える（特定委託輸出申告制度）ことにより、リードタイム及びコストの削減等が図られます。

(注) このほか、一定の要件を満たせば特定保税運送者の承認を受けることができます。また、同一税関の管轄内の特定の地域において輸出入申告を行う税関官署の選択が可能となる予定です。詳細につきましては、各税関の認定通関業者制度担当までお問い合わせ下さい。

Q2. この制度を利用するためにはどのようにしたら良いのでしょうか。

A2. この制度を利用するためには、通関業の許可を受けているいずれかの税関長に申請し認定を受ける必要があります。認定を受けるための申請手続は、以下のとおりです。

なお、いずれかの税関で認定を受けた場合には、通関業の許可を受けている全ての税関の管轄内において制度の利用が可能です。

- ① 申請にあたっては、所定の様式（税関様式C第9000号）に必要事項を記入し、法令遵守規則及び登記事項証明書を添付して下さい。また、法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシートにより法令遵守体制の整備状況等について自己評価を行い、そのチェックシートを提出していただく必要があります。
- ② 申請書の提出先は、通関業の許可を受けている税関となります。なお、当該税関の管轄内の最寄りの官署を経由して行うこともできます。

Q3. 税関はどのように認定の審査を行うのですか。

A3. 税関は、提出された申請関係書類について審査するとともに、必要に応じて通関業務を行う営業所等に立ち入り、法令遵守規則及び業務手順書に基づき法令を遵守するための体制が整備されているか等についてチェックを行います。

Q4. 認定を受けるための要件は何ですか。

A4. 認定通関業者制度の認定を受けるための要件は、

- ① 通関業の許可を受けてから3年を経過していること
 - ② 過去3年以内に関税法その他の法令の規定に違反して通告処分等を受けていないこと
 - ③ 暴力団員等でないこと、また、暴力団員等によりその事業活動を支配されている者でないこと
 - ④ 通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務について法令遵守規則を定めていること
 - ⑤ 通関手続について、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うこと
 - ⑥ 通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができること
 - ⑦ 通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務について法令を遵守するための体制が整備されていること
- などです。

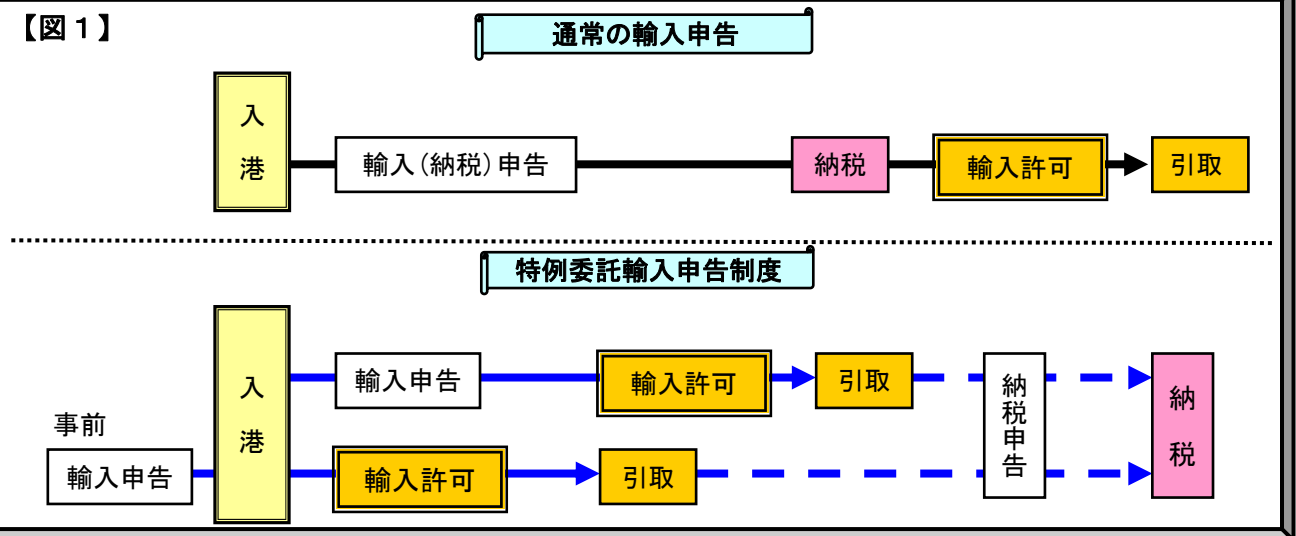
Q 5. 輸入貨物について、貨物の引取り後に納税申告を行うための要件は何ですか。

A 5. 認定通関業者は、特例輸入者以外の輸入者（特例委託輸入者）から輸入貨物について通関手続の依頼を受けた場合、輸入申告（引取申告）を行い当該貨物の引取り後に納税申告（特例申告）を行うことができます。（特例委託輸入申告制度。【図1参照】）

また、当該貨物について保税地域へ搬入される前に輸入申告を行うことができます。更に、同一の輸入者に係る特例申告を一括して行うこともできます。

この場合には、認定通関業者は当該申告に係る貨物を的確に確認する必要があります。また、輸入者による担保の提供が少額貨物（申告価格の合計額が20万円以下の貨物）の場合を除き必要となります。

【図1】



Q 6. 輸出者の依頼により、保税地域以外の場所にある貨物について、輸出申告を行うための要件は何ですか。

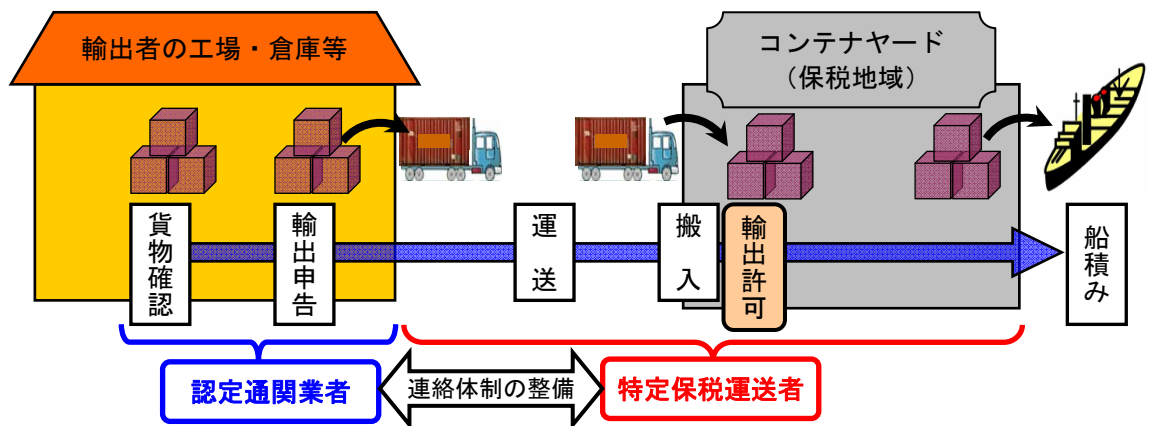
A 6. 認定通関業者は、輸出者（特定委託輸出者）から通関手続の依頼を受けた場合、保税地域以外の場所にある貨物について輸出申告を行うことができます。（特定委託輸出申告制度。【図2参照】）

この場合、認定通関業者がNACCSを使用して輸出申告を行うとともに、税関長の承認を受けた特定保税運送者により当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港又は税関空港等まで運送される必要があります。

認定通関業者は、当該申告に係る貨物についての的確に確認するとともに、当該貨物を運送する特定保税運送者との連絡体制を整備する必要があります。なお、認定通関業者が特定保税運送者の承認を受けた場合には、通関業務を行う部門と運送を行う部門との連絡体制を整備することとなります。

【図 2】

特定委託輸出申告制度



Q 7. 認定通関業者制度について、もっと詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

A 7. 認定通関業者制度の詳細については、各税関の認定通関業者制度担当までお問い合わせ下さい。

- ・ 函館税関 電話 : 0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 4 (※)
0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 9
- ・ 東京税関 電話 : 0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 4 3 (※)
0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 5 6
- ・ 横浜税関 電話 : 0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 2 5 (※)
0 4 5 - 2 1 2 - 6 0 5 1
- ・ 名古屋税関 電話 : 0 5 2 - 6 5 4 - 4 1 6 9 (※)
0 5 2 - 6 5 4 - 4 0 0 5
- ・ 大阪税関 電話 : 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 9 1 (※)
0 6 - 6 5 7 6 - 3 0 6 0
- ・ 神戸税関 電話 : 0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 7 1 (※)
0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 2 6
- ・ 門司税関 電話 : 0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 1 2 (※)
0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 7 1
- ・ 長崎税関 電話 : 0 9 5 - 8 2 8 - 0 1 2 6 (※)
0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 2 8
- ・ 沖縄地区税関 電話 : 0 9 8 - 8 6 6 - 9 2 9 1 (※)
0 9 8 - 8 6 2 - 8 6 5 8

※は、認定通関業者制度（AEO通関業者制度）の専担となります。